

## 平成19年度財務監査（7）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成19年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の時期

平成19年11月5日から同年11月26日までの間において実日数10日間

#### 2 監査の対象

##### (1) 教育委員会

小学校 早宮小学校、大泉第六小学校、橋戸小学校、谷原小学校、北町小学校、上石神井北小学校、石神井小学校、開進第一小学校、南が丘小学校、石神井西小学校、下石神井小学校、仲町小学校、豊溪小学校、向山小学校、大泉北小学校、大泉第二小学校、大泉西小学校、田柄第三小学校、上石神井小学校、旭丘小学校、大泉学園小学校、石神井東小学校、光が丘第二小学校、中村西小学校、練馬小学校、大泉第一小学校

中学校 南が丘中学校、大泉第二中学校、開進第一中学校、大泉学園桜中学校、石神井中学校、豊溪中学校、旭丘中学校、石神井西中学校、開進第三中学校、谷原中学校、田柄中学校

幼稚園 北大泉幼稚園、光が丘あかね幼稚園

##### (2) 児童青少年部

小学校内学童クラブ 早宮小学童クラブ、大泉第六小学童クラブ、谷原小学童クラブ、石神井小学童クラブ・石神井小第二学童クラブ、開進第一小学童クラブ、南が丘小学童クラブ、石神井西小学童クラブ、北町小学童クラブ、仲町小学童クラブ、向山小学童クラブ、大泉第二小学童クラブ、大泉西小学童クラブ、石神井東小学童クラブ、練馬小学童クラブ、

#### 3 監査の概要

今回の監査は、小学校、中学校、幼稚園および小学校内学童クラブにおける平成19年度の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また、財産の管理状況が良好であるかについて実施した。

#### 4 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。